

## あとがき

### 1 本書に込めた想い

私も弁護士として、色々な事件に携わってきた。依頼者が、数億円を騙されたという事例もあれば、数百万円を騙されたという事例もあった。

数百万円でも、大金である。10年間、騙され続け、借金までして投資をし続けた依頼者であったが、詐欺犯（日本国籍）が「韓国居住時に韓国の某銀行に口座がある」と言っていたというので、詐欺の証拠を付して、その銀行の日本支店に弁護士照会をかけた。しかし、「韓国の本支店の預金口座の照会には一切応じられない」との回答であった。財産が何も見つからず、泣き寝入りになると分かった時には、「俺の10年間は何だったんだ」と号泣なさっていた。

1千億円超を騙した詐欺グループの主犯が外国に高飛びという事案もあった。逮捕もされず、刑事訴追もまだされていない。

訴訟をしたとしてもかなりの長い期間と費用がかかる上、勝訴しても、差し押さえられる財産を見つけられなければ、意味がない。泣き寝入りの被害者が多数いる。

本書は、日本の犯罪を減らしたいというそういう想いを込めて書かれている。その想いを持った、同じ志の方が集まって、本書の執筆に至っている。

### 2 FATF勧告についての誤解

FATF勧告というと、「マネロン等の話しか」とそう思われるかもしれないが、「マネロン等」だけではない。

私の理解では、FATF勧告とは、「犯罪対策のためのバイブル」である。

犯罪対策のために、各国が知恵を出して、何を行うと効果的かを長い年月をかけて積み重ねてきたものなのである。

犯罪組織が犯罪を行う動機の大きな部分がお金にあるため、お金の流れを監視し、これを差押え・凍結・剥奪することで、資金源を断つことで、犯罪の再生産を止めることに重きを置いているが、結局は、大きな目的としては、**犯罪を減らすための取組み**なのである。

そして、FATF勧告では、マネロン等の対策を主眼として置いているもの

の、マネロン罪の前提犯罪となる犯罪も、FATF勧告の射程におくことで、すべての重要犯罪に係る対策も各国に求めている。FATF勧告は、マネロン等対策だけではないのである。

日本は、FATF勧告に賛同し、FATF勧告を日本の法制に積極的に反映してきた歴史があるが、第4次審査でも、「マネロン等のリスクの理解が十分でない」、「(一部を除き、)特定事業者は、FATF勧告に基づく義務について理解が十分でない」等の指摘を受けてしまっている。

理解が十分でないというのであれば、「この分野の専門家で集まって、FATF勧告の研究を行い、理解を深め、解説本を出版できないか」、「FATF勧告という犯罪対策のバイブルを活用して、日本をよりよくできないか」との流れでこの本である。

### 3 本書執筆による学び

野田参事官(当時財務省)と、尾崎主任(当時金融庁マネロン室長)は、FATFの対日審査の交渉において重要な役割を果たしていらっしゃるお二人である。

そこに、金融庁の松澤補佐、尾崎主任と一緒に金融庁で働かれていた岡崎弁護士、高橋弁護士、津田弁護士、自分の長島・大野時代の先輩の梅澤拓弁護士・鈴木正人弁護士(両名とも金融庁への出向経験があり銀行法の第一人者である。)等のそうそうたる弁護士メンバー、石井准教授、澁谷准教授というこの分野に詳しい学者の先生方、そして、マネロン対策のシステム面にもお詳しい高田様(野村総研)にまで加わっていただいた。信じられないような素晴らしいメンバーでの執筆となった。

様々な議論をさせていただき、私も、大きな学び、大きな気づきを得られた。

尾崎主任も、野田参事官も、日本の犯罪を減らしたいという熱い想いを行動に移していらっしゃる方で、その想いを、行動に移して実現することの大事さを学ばせていただいたと思っている。日本政府の中核にいらっしゃるながら、犯罪組織との戦いの最前線に立たれている訳であり、一緒に色々と議論させていただく機会を得たことは、私にとって貴重な財産であった。

立法提言を行う際には、金融業界にとってプラスの部分の提言(例: SDDの導入)だけをして、政府関係者の心には響かず、FATFによる指摘

全体に対して、政府として、どのように取り組み、どのように犯罪を効果的に減らしていくのかという観点で立法提言を行った方が政府関係者の心に届くであろうと野田参事官からアドバイスを受けたこともよく覚えている。私の執筆担当部分も、経済産業省での勤務時の気持ちを思い出して、志をもって、執筆させていただいた。

国際公法の専門家であられる石井准教授との犯罪人引渡に係る共著や、英国マネロン罪等の刑事法の専門家であられる澁谷准教授とのマネロン罪の共著等からも、学ぶことが多かった。マネロン罪についても、犯罪人引渡についても、両先生と積極的な提言等をさせていただいたが、その分野の最先端を走る、造詣の深い先生方と一緒に研究をさせていただいたことは喜びであった。

他にも学びをあげればきりが無い。そして、その学びの成果が本書である。

本書が、日本をよくするために、同じ想いを持っている方々の一助となれば幸いです。

### 4 謝辞

今まで何冊もの書籍でお世話になっている中央経済社の露本様、及び、本書の校正を好意でくださった柳田宗彦先生、辻井健弁護士にお礼を申し上げます。

また、久保田隆教授、中川丈久教授、興津征雄教授をはじめ、「AML・CFT研究会」(私的な学術的な研究会である。)等で、色々ご教示いただいた皆様や、発表頂い皆様(特に役所の皆様)に感謝をしたい。

最後に、本書の読者の皆様のご多幸を祈念して、筆をおくこととする。

中崎 隆

## ■編著者プロフィール

### 尾崎 寛

2018年2月から金融庁総合政策局リスク分析総括課マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室長、22年7月から、金融庁主任統括検査官。Certified Anti-Money Laundering Specialist (CAMS)。

### 野田 恒平

2001年、財務省入省。アジア・欧州の大使館勤務を含め、主に国際関係業務を歴任。FATF第4次対日審査の政府内取りまとめを経て、2020年からIMF（国際通貨基金）法務局上級顧問として、AML/CFT/PFに関わる。2022年7月より、内閣法制局参事官。

### 中崎 隆

株式会社デジカ VP Legal。弁護士。著書として、「詳説犯罪収益移転防止法」、「詳説外為法・貿易関係法」、「キャッシュレス決済」（中央経済社）、「詳説特定商取引法・割賦販売法」（きんざい）、「データ戦略と法律」（日経BP）等。

## ■執筆者プロフィール（五十音順）

### 石井 由梨佳

防衛大学校総合安全保障研究科准教授。国際公法、国際刑事法を専攻。著書として『越境犯罪の国際的規制』（有斐閣、2017年）等。

### 梅澤 拓

長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士。元金融庁検査局総務課（当時）専門検査官。銀行、金融商品取引業者、保険会社のレギュレーション（業規制）、コンプライアンス（行為規制）、危機管理、M&A・組織再編等を主として取り扱う。

### 岡崎 頌央

弁護士法人御堂筋法律事務所 東京事務所。弁護士。金融庁総合政策局マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室専門検査官等を経て現職。著書として、「担当者解説『マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』改正の概要」（金融財政事情研究会）等。

### 黒川 ひとみ

パタゴニア日本支社Regional Counsel APAC/Japan VP Legal。弁護士。金融/AML・環境規制法、危機管理・調査/紛争対応、ガバナンス、個人情報保護等を中心とした企業法務を専門としている。

### 澁谷 洋平

熊本大学大学院人文社会科学部法学系准教授。論文として、「イギリスにおける疑わしい取引の届出について」熊本法学148号203頁、「イギリスにおけるマネー・ロンダリング罪について(1)（2・完）」熊本法学140号65頁、同144号95頁等。

### 鈴木 正人

潮見坂綜合法律事務所。弁護士、ニューヨーク州弁護士登録。元金融庁・証券取引等監視委員会課長補佐、専門検査官、暴力団追放運動推進都民センター相談員。著書として、「サイバーセキュリティ法務」（共著）（商事法務）等。

### 高田 貴生

株式会社野村総合研究所エキスパートストラテジスト。AML態勢整備コンサルティング、SaaS型AMLサービス「GPLEX」企画・運営等。寄稿として、ACAMS Today 2020年9-11月（ACAMS）、月刊金融ジャーナル2022年2月（日本金融通信社）等。

### 高橋 良輔

弁護士法人御堂筋法律事務所 東京事務所。パートナー弁護士。金融庁総合政策局マネロン・テロ資金供与対策企画室（室長補佐）等を経て現職。著書として、「マネロン・テロ資金供与対策の理論と実務」（金融財政事情研究会）等。

### 津田 慧

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程。弁護士。元金融庁総合政策局マネロン・テロ資金供与対策企画室（室長補佐）等。著書として、「マネロン・テロ資金供与対策の理論と実務」（金融財政事情研究会）等。

### 福井 崇人

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士。元金融庁監督局金融会社室・信用機構対応室（課長補佐）、元一般社団法人日本暗号資産取引業協会 事務局長。

### 松澤 亜里沙

邦銀・外銀を経て2018年4月より金融庁マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室等勤務、現職。CAMS。寄稿「ゼロから読み解く「分散型金融」」第5回（金融財政事情2022年7月5日号、The travel rule challenge（ACAMS Today 2020年9-11月号）等。

### 矢田 悠

ひふみ総合法律事務所 パートナー弁護士。元金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室（専門官・銀行法担当）、証券取引等監視委員会証券検査課（専門検査官）。きんざい「AML/CFTオーディター」養成講座 担当講師。

## 逐条解説FATF勧告

国際基準から見る日本の金融犯罪対策

2022年12月30日 第1版第1刷発行

編著者 尾崎 寛  
野田 恒平  
中崎 隆  
発行者 山本 継  
発行所 (株)中央経済社  
発売元 (株)中央経済グループ  
パブリッシング

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-31-2

電話 03 (3293) 3371 (編集代表)

03 (3293) 3381 (営業代表)

<https://www.chuokeizai.co.jp>

製版/三英グラフィック・アーツ(株)

印刷/三英印刷(株)

製本/楠井上製本所

© 2022

Printed in Japan

\*頁の「欠落」や「順序違い」などがありましたらお取り替えいたしますので発売元までご送付ください。(送料小社負担)

ISBN978-4-502-00000-0 C3032

JCOPY (出版者著作権管理機構委託出版物) 本書を無断で複写複製 (コピー) することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は事前に出版者著作権管理機構 (JCOPY) の許諾を受けてください。

JCOPY (<https://www.jcopy.or.jp>) eメール: [info@jcopy.or.jp](mailto:info@jcopy.or.jp))